

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直しに係るパブリックコメント
の実施結果について

平成26年1月21日
危機管理政策課

- 1 意見募集期間 平成25年12月20日（金）から平成26年1月15日（水）まで
- 2 意見募集者数 17名（意見総数：延べ34件）
- 3 応募のあった条例改正案に対する意見の内容とそれに対する考え方（主なもの）

(1) 条例改正に関する意見

(注) 下線は当課で付記したもの 対応の区分は、反映 (◎)、盛込済 (○)、今後検討 (△)、対応予定なし (×)

項目	意見の内容	左に対する県の考え方	対応
条例全般	条例については、県民に分かりやすく、親しみやすい文章とすべきでないか。 <u>防災に関する条例は、特に県民が身近に感じ、また、理解できる内容でなければならない。</u>	今回の条例改正では、県民等が自助や共助として取り組む具体的な活動など、できるだけ例示を盛り込む等県民にとってわかりやすい条例となるよう努めています。	○
	条例の改正案の趣旨と内容は非常に高く評価されるべきもの。 <u>課題は、これが実行・実現に向かうためのさまざまな仕掛けであり、条例と仕掛けのセットで防災王国的な鳥取県に向かうよう願う。</u>	県民運動の展開を条例改正のポイントにしており、県民、事業者、市町村及び県がそれぞれの役割の認識と総合力の発揮を基本理念とする県民運動を展開するため、防災及び危機管理に関する取組を重点的に行う強化期間の設定などの取組に努めていきたいと考えています。	○
自助・共助	地域のコミュニティの広がり、自助・共助推進の重要性を痛感しており、 <u>日頃の「自助」精神構築のための「助け合う」という言葉を追加すべきである。</u>	現条例において、自助及び共助の取組を県民の責務と定めるとともに、共助とは住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることに定義するなど、「助け合う」精神を盛り込んでいます。	○
	自主防災組織の活動への参加について、 <u>今後は、参画と協働という文章が必要。</u>	本条例において県民に求める自主防災組織への関わり方は、地域の防災力向上という目的のため、一員として加わり行動をともにすることであり、「参加」が相応しいと考えています。	×
	災害が起きた時、大切なのは市町村、地域。どんな方が住んでいるのかわからない現状もあり、民生委員だけでは対応出来ないで、 <u>高齢社会となった今、対応をしっかりと考える時である。</u>	平成25年6月の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成は市町村に義務付けられることとなり、今回の条例改正では、それを踏まえ、市町村が避難行動要支援者に対し支援者への情報提供の同意を得るよう努めることや避難行動要支援者が進んで情報提供しやすい環境づくりに努めることなどを規定したいと考えます。	○
自主防災組織	<u>自主防災組織の活動の促進に計画策定の努力規定が入れられたが、大変重要なことだ</u> と思う。	平成25年6月の災害対策基本法の改正により新たに地域の住民等が提案することができることとなった地区防災計画については県としても促進していきたいと考えており、今回の条例改正に盛り込んでいます。	○
備蓄	毎日、決まった薬の服用がある	食糧などの備蓄については県や市町村で備	○

	人は、 <u>災害などで手持ちの薬を確保できなくなったらと不安になる。</u>	えておくものもありますが、アレルギー対応食品や医薬品など個人の実情に即したものを全てを公的に備蓄することは困難であり、それぞれの個人の実情に即したものは個人で備蓄に務めていただきたいと考えています。そのため、今回の条例改正の中で自助の取組として位置付けたいと考えています。	
活動基盤の整備	県による広域的な防災、危機管理のための <u>活動拠点等の基盤の整備では、防災教育の視点も取り入れていただきたい。</u>	広域的な防災拠点には様々な機能が求められ、その一つとして防災教育機能の整備も検討していきたいと考えています。なお、防災教育は学校現場において充実させることが重要だと考えており、このことについては現条例で既に規定しています。	○
災害及び危機に強いまちづくりの推進	災害及び危機に強い町づくりの推進について、市町村長は地区内に自主防災組織をきめ細かく組織し、財政面を含めた支援を積極的に行うことのような項目を入れて頂きたい。	現条例において、市町村長は自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うことが規定されています。これらに加え、平成25年6月の災害対策基本法の改正により新たに地域の住民等が提案することができることとなった地区防災計画についても条例に規定することとしています。	○
避難行動要支援者対策	被災者支援の強化について、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるなどは大変評価出来る。個人情報保護条例施行以降必ず個人情報云々という話が出るので県民に今回の改正内容の <u>広報活動</u> をお願いしたい。	平成25年6月の災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿の作成は市町村に義務付けられることとなり、今回の条例改正では、それを踏まえ、市町村が避難行動要支援者に対し支援者への情報提供の同意を得るよう努めることや避難行動要支援者が進んで情報提供しやすい環境づくりに努めることなどを規定するとともに、条例改正内容についての周知を図っていく予定です。	○
	町内会活動を行う中で各戸の家族の状況に関する情報があまり入手できない。今回の改正で、市町村長が避難行動要支援者名簿を作成し、自主防災組織等に情報提供して <u>連携をとることは、良いことである。</u>		
	共助において、災害弱者と考えられる所に関しては一般とは別により細やかな規定があってもよいかもしれない。	条例では、施策や取組の方向性などの基幹的なことを定め、その実施に関する詳細は地域防災計画や個別マニュアルで定めています。(以下、同様) この度の条例改正では、避難行動要支援者の特性に即した避難行動上の配慮、福祉避難所の設置など、避難行動要支援者の避難支援体制を整備することを規定したいと考えています。	○

(2) 災害対策等に関する意見

項目	意見の内容	左に対する県の考え方
避難	<p>避難勧告等が出た場合に保護者を学校に迎えに行かせるのは危険であり、学校での避難を考えることが必要。</p> <p>ペットの避難の取り扱いも考えて欲しい。</p> <p>県民の自己責任の強調がなされているが、東日本大震災の際も一刻も早く高台へという単純な避難地への誘導が結果的に生死を分けたことを思えば「生命を守る行動」はできるだけ単純であってほしいし、地域ごとに安全な場所が非常時に使える状況であってほしいと思う。</p> <p>災害発生時、救助・支援する側の人も被災者であることも多く、女性については支援物資（生理用品）を使いにくいなど苦痛を伴いながらの救援作業を行うことは問題であり、このようなことのないよう対応されたい。</p>	<p>現在の地域防災計画では避難が比較的長期にわたると判断されるときは保護者に迎えに来てもらい引き渡すこととしています。避難勧告が出た際の児童生徒の引き取りや学校での避難のあり方等については今後の地域防災計画の修正の中で検討していきたいと考えています。</p> <p>地域防災計画の「保健衛生対策計画」においてペットの管理対策について記載しています。</p> <p>地域防災計画の「避難対策計画」において避難や情報伝達方法について記載しています。</p> <p>地域防災計画の「避難対策計画」等において女性への配慮等を記載しています。</p>
災害時等の情報伝達	<p>大規模商業施設等では避難勧告などの情報が出た場合は店内放送するなどして欲しい。</p> <p>車での移動の際、災害等の大変な状況では車を置いてでも避難が必要なとき等はラジオで放送してほしい。</p> <p>自助は自分自身を守るためにやらないといけないことであるが、情報収集出来ない一人暮らしのお年寄りや、情報収集出来る機械を持っていない方の対策なども考えてほしい。防災無線についても聞こえるところと聞こえないところがある。</p> <p>いざという時に、末端まで正しい情報をいかに早く伝達するかが大切。現代は情報社会であり、高齢者などの情報弱者に対しては地域のつながりでフォローする事が必要。</p>	<p>現条例において、知事・市町村長は住民等に必要な情報を提供することを定めています。具体的な情報伝達方法については今後の地域防災計画やマニュアルの修正の際に検討していきたいと考えています。</p> <p>地域防災計画の「情報通信広報計画」において気象情報や地震に関する情報の伝達について記載し、その中で報道機関からの情報伝達を位置付けています。また、災害時等においては多様な情報伝達手段による伝達が有効であることから、あんしんトリピーメールの活用等による道路情報等のインフラ障害情報や熱中症などの生活安全情報等を情報提供する体制を構築しています。</p> <p>現条例において、市町村・県は必要な情報を住民等に提供することを定めており、また、県民はお互いに助け合うことを定めています。改正条例の中に避難行動要支援者の支援体制の整備を規定し、共助を促進するとともに、地域防災計画の「情報通信広報計画」において定める多様な情報伝達手段の活用の一環として、来年度からは公共情報コモンズ（(一財)マルチメディア振興センターが運用）を活用して、テレビ、ラジオ等のメディアとの協力・連携を通してデータ放送、テロップ（文字）放送又は読み原稿等利用により県民へ情報を配信することとしています。</p>

	<p>「情報収集などの自助」について、自ら情報を得ることのむずかしい聴覚障がい者、高齢者、知的障がい者への配慮についても条例の中で明記していただきたい。</p> <p>この条例があることを今回初めて知った。聴覚障がい者は、防災無線など、耳で情報を取得するのがむずかしいので、目で見てわかる設備があると良い。</p>	<p>現条例において、県民はお互いに助け合うことを定めており、改正条例では、避難行動要支援者の支援体制、避難行動要支援者の特性に即した避難行動上の配慮、福祉避難所の設置等を規定し、共助を促進したいと思います。なお、地域防災計画の「情報通信広報計画」において避難行動要支援者への情報提供の配慮について記載しています。</p>
備蓄	<p>備蓄の必要性は感じていても、常備しておくことが困難な場合がある。コンビニへの備蓄を県として考えてみてはどうか。</p>	<p>備蓄については、地域防災計画において県と市町村が連携して物資等を備蓄するほか、小売や製造の事業者との協定によって流通している物資の提供を受けることとしています。また、コンビニエンスストアについては帰宅困難者対策の一環としてコンビニエンスストアと協定を締結し、帰宅困難者に対し飲料水やトイレ、交通情報の提供を行う体制を整備しています。</p>
エネルギー対策	<p>総論過ぎて踏み込みが弱い。特に、災害が起きた時のエネルギー対策に対して、東日本大震災の例を元に、踏み込みが必要。</p>	<p>改正条例では、災害発生時には国や他県等との連携に加えて県を挙げた業務継続体制の構築に取り組むことを規定したいと考えています。エネルギー対策の詳細は、今後の地域防災計画の修正の際に検討していきたいと考えています。</p>
防災教育	<p>東日本大震災では多くの犠牲者が生じたが、生死を分けたものの一つとして指導者(管理者、教師)の危機管理があると思うので、教育等によりその能力を高めていただきたい。</p>	<p>県教育委員会では、東日本大震災等の教訓を踏まえ、各学校における防災計画・防災マニュアルの見直しや防災教育研修会の開催などによって、各学校の危機管理力の向上を図っています。なお、防災教育の推進については、既に現条例で定めています。</p>
自主防災組織	<p>今後自主防災組織を作るにあたり、若い人は仕事で昼は地域にいないため、元気な高齢者を中心に組織をつくることになると思うが、これをサポートする仕組みが必要ではないか。</p>	<p>現条例において、自主防災組織の結成、活動について、市町村・県は支援を行うことを定めており、引き続き取り組みたいと考えています。</p>
	<p>自主防災組織の一環として、町内会役員などに「防災推進員」のような役割をもつ役員の設置を義務付け、推進員を中心に住民への防災意識を高める工夫が必要と思う。</p>	<p>現条例において、自主防災組織の結成、活動について、市町村・県は支援を行うことを定めており、引き続き取り組みたいと考えています。</p>
災害対策	<p>地域の実情に即した計画策定のためには、防災専門職員の助言指導が欠かせないが、現在市町村にそうした人的体制が整っているか不安。ハード面の整備とともに、それを動かす人的体制の充実を図ってほしい。</p>	<p>市町村に対し、引き続き防災専門職員等の人的体制の整備を働きかけるとともに、共同での研究会の開催、適宜の助言等に努めていきたいと考えています。</p>